

新旧对照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第1条関係

(期末手当)

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

第2条関係

(期末手当)

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

附 則

1～13 (略)

(期末手当に関する特例措置)

14 平成30年6月及び同年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

旧（改正前）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～13（略）

